

冤罪・袴田事件の一日も早い再審開始の決定を求める要請書

1966年（昭和41年）、一家4人を殺害して家に火を放ったとされる袴田事件は、第二次再審請求（2008年4月25日請求）の審理が大詰めを迎えています。

この事件は、袴田巖さんに死刑を宣告した原一審判決でも、捜査段階での違法な自白強要が厳しく批判された特異な経緯をたどっています。また、起訴当時、犯行着衣はパジャマであるとした自白に沿う主張がなされていたものが、起訴から約1年後になって、事件直後に捜索が実施されていた味噌タンクの底部から、麻袋に入れられた衣類5点（「5点の衣類」）が発見され、公判途中で、犯行着衣が「パジャマ」から「5点の衣類」に変更されるという異常な経過をたどって死刑判決が確定したものでした。さらに、近年、原一審（確定審）の主任裁判官を務めた熊本典道氏の「無実の袴田さんを死刑にしてしまった」という告白により、事件はあらためて広く国民の注目と関心を集めてもいるところです。

第一次再審請求の最高裁・特別抗告審決定は、5点の衣類が犯行着衣であり、それは袴田さんのものであるとして、確定死刑判決の認定を追認しました。

しかし、第二次再審請求では、5点の衣類は袴田さんのものではないことが、新たな事実で明らかになりました。そればかりか、これらの衣類は事件とは無関係なものであることもわかったのです。5点の衣類に付着していた血痕をDNA型鑑定したところ、袴田さんに由来するものは検出されませんでした。さらに、被害者に由来するものも出なかったのです。これは、5点の衣類が警察によるねつ造であったことを意味します。検察鑑定は、「血液型が被害者のものと一致する可能性はある」としていますが、草木や動物の血液型類似物質と人血との違いすら検査せずに「一致する可能性」をいいつのるのは、法医学の定石をふまない鑑定であり、科学的知見とはいえません。元もと5点の衣類は自白にもなく、また、新たに開示された自白の録音テープなどを加えると、犯人なら間違えることのありえない事実が誤っていたり、強引な誘導の形跡が隠しようもなく表れており、自白がウソであり、信用できないものであることもいっそう明らかになりました。

このように、第二次再審請求で提出された新証拠によって、確定審はもちろんのこと、第一次請求審での認定が根底から揺らいでおり、死刑判決の誤りは明白です。よって、貴裁判所におかれては、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に依拠して審理をすすめ、一日も早い再審開始の決定をなされるよう要請します。

201 年 月 日

静岡地方裁判所

裁判長 村山 浩 昭 殿

氏 名	住 所

送り先 〒420-0037 静岡市葵区人宿町2-2-2 日本国民救援会静岡県本部